

令和4年度障害者総合福祉推進事業 指定課題個票

指定課題 1	療育手帳その他関連諸施策の実態等に関する調査研究
補助基準額	1,200万円を上限とする。
事業概要	療育手帳は、厚生事務次官通知に基づき、各自治体が自治事務として実施しているが、対象者の判定方法や認定基準等にばらつきがあるため、統一化の必要性が指摘されている。一方、療育手帳は知的障害児者への様々な支援に結び着いているため、統一化を進めた場合の影響について慎重に検討する必要がある。本事業は、療育手帳の運用方法の統一化の検討に向けて、関連諸施策や関係機関への影響、比較的軽度の知的障害児者への支援のあり方等について検討するため、国内及び国外の実態について網羅的かつ俯瞰的に知見を得ることを目的とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>療育手帳は、知的障害児者に一貫した各種支援を届けやすくするための制度であるが、法的根拠がなく、国から知的障害の判定方法等が具体的に示されていないため、自治体ごとに交付対象の範囲にばらつきがあることが指摘されており、「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間報告」(令和3年12月16日社会保障審議会障害者部会)では、「国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方、比較的軽度な知的障害児者への支援施策の在り方、統一化による関連諸施策への影響及び法令上の対応等も含め、幅広く調査研究を続けるべきである。」と指摘されている。</p> <p>障害者総合福祉推進事業等で実施されたこれまでの調査研究によると、療育手帳の運用方法の統一化にあたっては、知的障害児者への支援(相談指導、各種障害福祉サービスの支給、特別支援学校、就労支援、鉄道運賃の割引等)への影響、自治体の判定業務の負担の増加、発達障害の取扱い、精神障害者保健福祉手帳の運用への影響等、様々な観点からの検討が必要であることが判明している。本事業は、各自治体の療育手帳の交付状況、交付対象者に対する様々な支援の実施状況、国外の実態等も含め、網羅的かつ俯瞰的に整理した上で、統一化を進める場合に想定される影響に対しどのように対応すべきかを含め、総合的な知見を得ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳の判定業務に関する実態調査(知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター向けのアンケート調査等) ・ 知的障害児者への支援の実施状況に関する調査(知的障害者更生相談所、児童相談所、市町村、その他関係機関向けのアンケート調査等) ・ 外国における知的障害児者への支援の実態に関する調査(文献調査等) ・ 我が国の国際基準に基づく知的障害や発達障害のある者の数に関する調査(文献調査等) ・ 有識者によるアンケート調査票の内容の検討、調査結果の評価、それを踏まえた療育手帳の運用の統一化に向けた提言等

求める成果物の活用方法（施策への反映）	療育手帳の運用方法の統一化の検討、知的障害児者に対する支援における関係機関の役割分担や連携のあり方等の検討のための基礎資料として活用する。
担当課室/担当者	企画課 課長補佐（3019）

令和4年度障害者総合福祉推進事業 指定課題個票

指定課題 2	難聴児の家族等や支援に携わる関係者が必要とする基本的な情報の整理・一覧化に関する調査研究
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	難聴児の家族等や支援に携わる関係者が必要とする基本的な情報について整理し、各地域で共通していると考えられる基本的な情報については、一覧化のうえ、各地域で引用して活用できる汎用性をもったフォーマットとすることを目指すもの。情報の例としては、難聴（聞こえ）に関する基礎的な情報、子供の状況に応じた補聴（人工内耳、補聴器等）や療育（手話、聴覚活用等多様な方法を含む。）についての情報、地域の支援制度等が想定される。
指定課題を設定する背景・目的	<p>先天性の難聴児は1,000人に1～2人程度とされており、早期に発見し、適切な支援につながる事が重要である。家族等に対しては、十分かつ体系的な情報が得られるよう支援をする必要がある。特に難聴児の家族等が難聴者でない場合には、難聴に関する基礎的な情報をもたない可能性もあり、今後の子育てに関して不安を抱えることがある。また、難聴児の支援に携わる者についても、聞こえや言語獲得、子どもの発達、補聴の手段に関する情報など、各分野において自身の所属に応じた専門的知見を有していると考えられるが、相互に有する専門的知見について共有することで、保健・医療・福祉・教育分野が連携した支援につながると考えられる。このため、難聴児に関わる者が知るべき情報についての整理と一覧化が必要。</p> <p>さらに、令和3年度には、各都道府県が難聴児支援を総合的に推進する計画を策定する際の指針として、「難聴児の早期発見・相違療育推進のための基本方針」が作成・公表され、国においても基本的な情報の整理・一覧化等を通じて、各都道府県における難聴児支援を総合的に推進する計画の策定を促進する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県においてすでに実施されている難聴児の家族や支援者等に対する情報提供に関する支援を調査し、必要とされる情報の整理・一覧化を行う。 ・ 必要な情報の整理にあたっては、当事者（家族等を含む。）、各分野における支援者により構成する検討会を開催し、情報の過不足がないか、体系的な情報提供の方法等について御意見をいただく。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究の成果は自治体に提供することで、各地域における支援に活用していただくことを想定している。
担当課室/担当者	企画課 課長補佐（3001）

令和4年度障害者総合福祉推進事業 指定課題個票

指定課題3	指定障害福祉サービス事業所等に対する実地指導等に係る文書削減及び指導方法に関する調査研究
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	<p>令和元年度に実施した「障害福祉サービス事業所による障害福祉報酬請求に関する帳票等の削減に向けた調査研究」の調査結果を踏まえつつ、障害福祉サービス事業所・施設の実地指導等の標準化・効率化等の更なる見直しを行い、指導監査に関する文書量削減等の効率化を図ることで、実地指導の効率性の向上に繋げる。</p> <p>平成30年度老人保健健康増進等事業「実地指導における文書削減に関する調査研究」及び「実地指導の効率性の向上に資する手法等に関する調査研究事業」の結果も適宜取り入れる。</p> <p>また、地域によってバラツキのある障害福祉サービス事業者等に対する各自治体の指導監査について、その実施方法、取組好事例等の情報収集を行って標準化を図る。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>医療・福祉サービス改革プランにおける2040年の生産性向上に向けた目標において、障害の指導監査関連文書について、文書量削減に向けた取組について、2020年以降においても、更なる見直しを実施することとされており、財政制度等審議会財政制度分科会において、サービスの質を確保するため、障害福祉サービス等事業者に対する都道府県等の実地指導を強化する必要があるとされているため。</p> <p>また、社会保障審議会障害者部会においても、事業所の指導監督等の業務が増加していることから、各自治体の指導監査のその指導方法、取組好事例等の状況把握をする必要があるとされているため。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>自治体が求める事前提出資料等の具体的な文書削減方策案について、更なる効率化を図るための調査研究を行う。また、自治体と事業者の両方からアンケート調査を実施し、実地指導の望ましい方向や実地指導の効果の実感などを調査し、より満足度の高い効果的な実地指導とするための調査研究を行う。さらに、自治体の実地している指導監査について、実施率の高い自治体及び専門家との連携など指導監査の工夫をしている自治体、独自マニュアルを作成している自治体、実地指導以外に書面等による自主点検や巡回指導を実施している自治体、指定事務受託法人を指定し監査の外部委託を実施・検討している自治体、集団指導や実地指導などをリモートで実施している自治体などを調査し、取り組み好事例を収集することにより自治体の実地している指導監査について、標準化を図るための調査研究を行う。</p> <p>本調査研究を行うにあたり、先行して実施した令和元年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所による障害福祉報酬請求に関する帳票等の削減に向けた調査研究」に係る指導監査に関する結果を踏まえ、新たな削減策及び標準化するための方策についても提案を行うこととする。</p> <p>(検討方法)</p> <p>都道府県等の指導監査指導担当職員、事業者等の指導監査の対応者、有識者等からなる検討委員会を設置し、年4回程度の開催を予定。</p>

求める成果物の 活用方法（施策 への反映）	効率的な指導監査について自治体へ通知改正や事務連絡等による周知
担当課室/担当者	企画課監査指導室 特別自立支援指導官（3067）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 4	支援機器の開発プロセスにおける各開発フェーズ移行の判断及びそれを支援する専門人材育成に資する調査研究
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	支援機器開発における各開発フェーズ移行の判断基準等に必要な情報及び支援を行う専門人材に必要な諸条件等を収集整理し課題の明確化を行う。明確化された課題をもとに、開発フェーズ移行の判断基準及び支援を行う専門人材の育成に資する資料を提供する。
指定課題を設定する背景・目的	支援機器開発は、ニーズの発掘、基礎研究、試作機を用いたモニター評価等、医療機器の開発と同じように幾つかの開発フェーズを経て初めて製品として市場に出される。医療機器開発との大きな違いの1つに、支援機器開発では治験が必要とされず、各開発フェーズ移行の明確な判断基準や治験コーディネーターのようなそれを支援する専門人材が存在しない点が挙げられる。開発プロセスにおける各開発フェーズ移行の判断に根拠を示し、それを支援する専門人材の育成は、円滑に開発プロセスを進め製品化を促進するために重要な課題である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援機器開発実績のある企業、医療福祉専門施設等における開発プロセスにおける各開発フェーズの判断手法等の実態についてアンケート及びヒアリング調査する。調査結果をもとに各開発フェーズの判断基準等に必要な情報等及び課題について整理する。 ・ 調査結果をもとに各開発フェーズの移行の判断及び支援する専門人材に求められる諸条件等を整理し、人材育成プログラム案を作成する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援機器を開発する企業等にとって、各開発フェーズ移行時の判断材料に活用できる。 ・ 支援機器を開発する企業等にとって、円滑に開発プロセスが進められるようになり製品化成功率の促進に寄与する可能性が期待できる。 ・ 開発プロセスを支援する専門人材の育成に資する資料が提供され、今後の調査研究事業の課題立案及び支援機器開発人材支援育成事業の施策に活用できる。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 福祉工学専門官（3088）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題5	手話通訳に係る意思疎通支援従事者の養成についての研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	聴覚障害者を取り巻く社会環境の変化により、手話通訳者及び手話奉仕員に求められる資質も大きく変わっていると考えられることから、手話通訳者及び手話奉仕員に係る養成カリキュラムの見直しに向けた研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	手話通訳者及び手話奉仕員に係る養成カリキュラムは平成10年に策定されたが、障害者総合支援法や障害者差別解消法の成立、ICT技術の発達による電話リレーサービスや遠隔手話サービスの実施等、聴覚障害者を取り巻く社会環境は大きく変化している。 これを受け、「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」(令和3年12月16日社会保障審議会障害者部会)において、手話通訳に係る意思疎通支援従事者について、養成の在り方等についての調査研究に引き続き取り組む必要がある、とされた。
想定される事業の手法・内容	有識者をメンバーとする検討会を設置し、以下の研究を行う。 ・ 令和3年度障害者総合福祉推進事業「手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラムのあり方に関する調査研究」で得られた手話奉仕員及び手話通訳者養成事業の現状と課題に関する知見を踏まえ、養成カリキュラムの見直しの方向性について検討する。 ・ さらに必要に応じ、地方自治体等に対する調査やヒアリングを実施する。
求める成果物の活用方法(施策への反映)	今後、手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラムを国が策定する際の参考資料として活用する。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 情報支援専門官(3072)、情報・意思疎通支援係(3076)

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 6	身体障害者補助犬の効果的な普及啓発及び訓練並びに認定の平準化に関する調査研究
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に訓練基準及び認定要領の見直しを行ったことを受けた、各事業所(訓練事業者、指定法人)における運用状況の実態を把握し、訓練及び認定の平準化に資する資料をとりまとめる。 病院や飲食店、宿泊施設等における補助犬の円滑な受け入れに資する事例を調査・分析することにより、効果的な普及啓発方法を検討する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> 訓練の実施方法や認定方法等が事業所ごとに異なっている実態や使用者の負担軽減等を踏まえ、令和3年度に訓練基準及び認定要領の見直しを行ったところであり、この見直しを受けた各事業者における運用実態を把握し、好事例を収集して横展開を図り、もって訓練及び認定の平準化に寄与することを目的とする。 補助犬ユーザーが病院や飲食店等を利用する場合、施設側の補助犬(身体障害者補助犬法)への理解が必要であるが、現状として同伴拒否事例が無くなっているとはいえない。過去に補助犬の同伴を拒否した施設においては、補助犬を理解することにより受け入れの体制を整備したとの事例もあることから、このような事例等を調査・分析することにより、補助犬の効果的な普及啓発に向け検討を行うもの。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> 訓練事業所及び指定法人に対し、見直し後の基準に基づく運用状況に関するアンケート調査等を実施する。 病院や飲食店、宿泊施設等において、補助犬の受け入れ状況等を調査。受け入れ事例のある施設において、ヒアリング調査等を実施し、その事例を調査・分析する。 上記調査結果を精査し、効果的な普及方法、基準の運用状況等を取りまとめる。
求める成果物の活用方法(施策への反映)	<ul style="list-style-type: none"> 報告書を作成し、今後の身体障害者補助犬の普及啓発に向けた基礎資料として活用する。 普及啓発に関する事例について冊子等に取りまとめ、関係機関等へ周知を行う。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 福祉用具専門官(3510)

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題7	障害者芸術文化活動支援センターの効果的な運営に関する研究
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	令和5年度から開始する障害者文化芸術活動推進計画(第2期)を見据え、全国の障害者芸術文化活動支援センター(以下、支援センター)による多様な活動の実態を体系的に整理し、今後の支援センターの運営指針となるマニュアルの作成を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成29年度から実施している障害者芸術文化活動普及支援事業(以下、普及支援事業)においては、平成26年度から3年間実施した障害者芸術活動支援モデル事業(以下、モデル事業)の成果としてとりまとめた『障害者芸術文化活動支援センター設置・運営マニュアル』を活用し、全国の支援センターの運営の指針としてきた。</p> <p>当該マニュアルの作成から5年が経過し、支援センターや障害者による文化芸術活動を取り巻く環境が大きく変化しているため、時代に即した支援センターの運営指針が求められている。中でも、平成30年度に公布・施行された「障害者文化芸術推進法」及び令和元年度に定められた「障害者文化芸術活動推進基本計画」をふまえた事業の推進や、地域でのさらなる調整機能や基盤作りを強化するための運営指針が必要となっている。このため、本事業においては、令和5年度に開始する第2期基本計画を見据えて、各地の支援センターによる多様な活動の実態を明らかにし、体系的に整理した上で、時代に即した運営マニュアルを作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連文献の整理・分析(主な文献:「障害者芸術文化活動支援センター設立・運営マニュアル」、「障害者芸術文化活動普及支援事業報告書」(平成29年度~令和3年度)、「障害者文化芸術活動推進基本計画(第1期)」、障害者芸術文化活動普及支援事業ホームページ、厚生労働省、文化庁等による調査報告書等) ・ 支援センター、広域センター、連携事務局等へのアンケート調査・ヒアリング調査 ・ 文化芸術、障害福祉、障害者による文化芸術活動等の専門家による検討 ・ 「障害者芸術文化活動支援センター設立・運営マニュアル」改訂版の作成
求める成果物の活用方法(施策への反映)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域の支援センターの予算確保、運営、事業計画、機能強化等への活用 ・ 今後設立する支援センターや、新たに支援センター職員となる人材育成への活用 ・ 障害者文化芸術活動推進基本計画(第2期)の推進に活用
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 障害者文化芸術計画推進官(3079)

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 8	代筆、代読に関する効果的な支援方法に関する研究
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	代筆、代読などの支援が必要な視覚障害者に対し適切なサービスが提供されるよう、意思疎通支援事業や居宅介護等で提供される代筆、代読に関する効果的な支援に資するための研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」(令和3年12月16日社会保障審議会障害者部会)において、代筆、代読などの支援が必要な者に対して十分なサービスが行き届いていないとの意見があることから、必要なサービスを受けることができるよう、現行制度の運用の見直しなどを検討する必要がある、とされた。</p> <p>これを受け、意思疎通支援事業や居宅介護等で提供される代筆、代読についての効果的な支援の方法や、代筆、代読に関する支援者の養成の在り方についての研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>当事者団体や居宅介護等の障害福祉サービス従事者、自治体、学識経験者等からなる検討会を設置し、代筆、代読に関する効果的な支援の方法や、支援者の養成の在り方について検討する。</p> <p>さらに、必要に応じ、地方自治体等に対する調査やヒアリングを実施する。</p>
求める成果物の活用方法(施策への反映)	代筆、代読についての普及に関する資料として、地方自治体や障害福祉サービス事業所等に広く周知するとともに、制度改正を行う場合の参考資料として活用する。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 情報支援専門官(3072)、情報・意思疎通支援係(3076)

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題9	聴覚障害者情報提供施設における支援の在り方に関する調査研究
補助基準額	600万円を上限とする。
事業概要	聴覚障害者に対する支援の中核機関である聴覚障害者情報提供施設について、ICT技術の革新や、遠隔手話サービス等の新たなニーズを踏まえた、聴覚障害者に対する新たな支援の在り方についての調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	平成2年に制度化された聴覚障害者情報提供施設は、現在、各都道府県等に原則1か所設置され、聴覚障害者用の録画物の製作や貸出し、手話通訳者等の養成・派遣、情報機器の貸出、聴覚障害者に関する相談等の支援を行っているが、ICT技術の革新や、遠隔手話サービス等の新たなニーズを踏まえた支援の在り方を検討する必要がある。
想定される事業の手法・内容	聴覚障害者情報提供施設の運営主体や当事者団体、手話通訳従事者などの関係者及び自治体、著作権者や放送業界、学識経験者等からなる検討会を設置し、ICT技術の革新や新たなニーズを踏まえた聴覚障害者に対する支援の在り方について検討を行う。 さらに、必要に応じ、聴覚障害者情報提供施設や地方自治体等に対する調査やヒアリングを実施する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	今後、聴覚障害者情報提供施設の見直しを行う際の参考資料として活用する。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 情報支援専門官（3072）、情報・意思疎通支援係（3076）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 10	障害福祉サービス等の質の評価のための基準等の作成に関する研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	障害福祉サービス等の質の確保・向上のため、導入を検討しているサービスの質の評価のための評価基準等の作成に向けて、研究・検討を行うもの。
指定課題を設定する背景・目的	<p>利用者のニーズに応じた良質な障害福祉サービス等を提供する観点から、事業者が提供するサービスの質の確保・向上を図っていくことが求められている。</p> <p>「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」(令和3年12月16日社会保障審議会障害者部会)においても、「特に質の評価を行う必要性の高いサービスから、こうした仕組み(介護分野における運営推進会議)の導入により、サービスの質の確保・向上に取り組むことについて、研究・検討を進める必要がある」とされていることを踏まえ、本指定課題を設定するもの。</p>
想定される事業の手法・内容	サービスの質に関する評価を行う必要性が特に高いと考えられるサービスについて、有識者及び先進的な取組を行う関係事業者等の関係者が参画する検討会を設け、評価基準の作成を行う。
求める成果物の活用方法(施策への反映)	今後、障害福祉サービスの質の評価の仕組みの導入について検討していく上での参考資料として活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課 課長補佐(3090、3033)

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 11	障害福祉サービス事業所等における ICT / ロボット等導入による生産性向上効果検証
補助基準額	1,400万円を上限とする。
事業概要	<p>令和元年度から実施している「障害福祉分野における ICT 導入モデル事業」及び「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」の実績の分析を行う。</p> <p>また、技術の進展、障害特性や夜間対応の状況を踏まえつつ、ロボット等の導入による効果の実効性のある測定方法を検討し、導入前後の効果の実証等を実施する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>令和元年度から「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」を実施し、障害福祉サービス事業所等における ICT 機器の導入に補助を実施してきたところであり、これらによって得られた事例について精緻な効果検証を行う必要がある。</p> <p>また、「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」についても、令和元年度から事業を実施しているが、ロボット等の導入による効果検証が十分に行われていないことから、移乗介護に要する機器や見守りセンサーを中心に、その導入による効果の測定方法の検討や実証を通じて、その効果を適切に把握していく必要がある。</p> <p>なお、これらについては、「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」(令和3年12月16日社会保障審議会障害者部会)において、ICTの活用やロボット導入による業務効率化や職員の業務負担軽減をさらに推進する必要があるとされている。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>過去の事業実施において補助事業所から提出された実績報告から特に優良と思われる事例を抽出し、追加ヒアリング等を用いて具体的な効果を定量的に測定する。</p> <p>また、ロボット等の導入による効果の測定方法を検討するに当たっては、リハビリテーション専門職、福祉工学等の専門家によるワーキンググループを設置など、適切な助言をいただく体制をとる。</p>
求める成果物の活用方法(施策への反映)	ICT / ロボット等導入の好事例の全国展開による推進や、ICT / ロボット等導入の活用について報酬上の評価や基準の見直しといった制度的な対応が見込まれるのか等についての検討材料とする。
担当課室/担当者	障害福祉課 訪問サービス係(3092)、福祉サービス係(3091)

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 12	障害福祉の現場におけるハラスメントに対する研修素材の制作に関する研究
補助基準額	1,100万円を上限とする。
事業概要	令和3年度に作成された「障害福祉サービス等事業者向けのハラスメント対策マニュアル」を踏まえた研修の手引き及び動画の作成を行い、活用を促すことで、障害福祉サービス事業所等におけるハラスメントの防止のための取組の推進を図る。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害福祉サービス等の人材確保等の観点から、職員が安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整えることが重要である。そのための課題の一つである、障害福祉の現場における利用者や家族等によるハラスメントへの対応として、令和3年度において、ハラスメントの実態を把握し、事業者として取り組むべき対策などを示すマニュアルを策定した。</p> <p>また、パワーハラスメント指針（「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」令和2年1月15日厚生労働省告示第5号）では、顧客等からの著しい迷惑行為の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、研修の実施等が規定されているところである。</p> <p>こうした背景も踏まえ、事業者向けの研修素材（手引き、動画）の制作について、指定課題として設定するものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>検討委員会の設置・運営：障害福祉サービス等に関する知見を有している学識経験者、事業所団体、労働問題やハラスメントを専門とする法律関係者等により構成し、以下の内容等について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体や関係団体が、障害福祉サービス事業者等の管理者等向けに実施する研修の手引き（職員からの相談の受付と対応の仕方など） ・ 障害福祉サービス事業者等の管理者等が、職員向けに実施する研修の手引き・動画（サービス提供する前後に確認すべきこと、管理者への相談の仕方など） <p>上記検討を踏まえ、研修でそのまま活用できるような形で素材の作成を行う。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>ハラスメント対策に資する研修の手引き・動画を事業者に広く提供・活用いただくことを想定している。</p> <p>これにより、障害福祉の現場におけるハラスメント対策の推進が図られるとともに、障害福祉サービス等の人材確保にも資することとなる。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課 課長補佐（3033）、評価・基準係（3036）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 13	通所サービス事業所における食事の提供に係る他制度比較に関する調査研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	高齢者や児童に対する食事の提供状況や通所サービス事業所における制度的な対応について把握し、障害児者や障害福祉分野における制度的な対応との比較を行い、現状を整理する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、食事提供体制加算については、「栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかも含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、食事提供体制加算の経過措置を延長する。」とされている。</p> <p>このため、高齢者や児童に対する食形態への配慮を含む食事の提供状況や介護報酬や公定価格における制度的な対応について調査するとともに、障害児者への食事の提供や障害福祉分野との比較を行うことで、現状を整理する。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や児童が抱える食事の摂取に係る課題と介護保険や児童福祉分野の通所サービスにおける制度的な対応について、文献調査によって整理する。 ・ 障害児者や障害福祉の通所サービス事業所状況についても、文献調査や事業所に対するアンケート調査により現状を整理する。 ・ 整理された事項を踏まえ、障害児者や高齢者、児童に対する食事の提供において配慮すべき事項や制度的な対応状況を比較し、とりまとめる。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期報酬改定に向けた基礎資料として活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係（3091）、栄養専門官（2951）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 14	障害福祉サービスにおける視覚・聴覚言語障害者に対する支援の在り方に関する実態調査
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	障害福祉サービス施設・事業所における視覚・聴覚言語障害者に対する支援の状況と視覚・聴覚言語障害者が望む支援について実態を把握する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害福祉サービスでは、施設・事業所における支援の評価として、意思疎通に専門性を有する職員が一定数以上配置されている場合に算定可能な加算を設けているが、当該加算の算定には、視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が一定数以上であることが要件として設けられている。</p> <p>このため、当該加算の算定には、対象となる利用者を一定数以上確保することが必要であり、結果的に特定の施設・事業所に視覚・聴覚言語障害者と意思疎通に専門性を有する職員が偏ることがあり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意思疎通に専門性を有する職員を手厚く配置している施設・事業所に対する評価を求める要望 ・ 意思疎通支援を可能とする施設・事業所を地域に広く整備することを求める要望 <p>の双方存在している。</p> <p>視覚・聴覚言語障害者に対する支援の実態や視覚・聴覚言語障害者が望むサービスの提供体制を把握することで、在り方を整理することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	障害福祉サービス施設・事業所の事業者や当事者団体等を構成員とするワーキンググループを設置し、調査票の設計や調査結果の集計、分析、検証を行う。その際、併せてヒアリング調査等により、現場の実態を詳細に把握することも検討する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	・ 次期報酬改定に向けた基本的なデータとして活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係（3091） 企画課自立支援振興室 情報・意思疎通支援係（3076）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 15	就労系障害福祉サービスの利用者の支援ニーズ等の実態把握等に関する調査研究
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	就労系障害福祉サービスの利用者の支援ニーズ等の実態を整理し、利用者のニーズ等に応じた支援のあり方を検討することを目的とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」(令和3年12月16日社会保障審議会障害者部会)において、就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者へのアセスメント(ニーズの把握と就労能力や適性の評価)の実施の制度化の他、就労継続支援A型の在り方や役割について、利用者や支援内容の実態等を踏まえて、整理を進める必要がある旨盛り込まれた。</p> <p>新たな就労アセスメントの実施の制度化を通じて、より一層、障害者の希望や能力に沿った就労を支援することができるようにするほか、特に就労継続支援A型については、事業所を対象に実施した令和3年度障害者総合福祉推進事業「就労継続支援A型事業における就労継続及び一般就労への移行支援の実態把握に関する調査研究」の結果と相まって、その在り方等を検討するため、現在の就労系障害福祉サービスの利用者について、支援ニーズや実際に受けている支援、それによる変化等の実態を整理することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>学識経験者、事業所団体等から構成する有識者検討委員会を設け、調査方法・項目等について、専門的立場から助言を受ける。</p> <p>それを踏まえて、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の各事業所の協力を得て、現に利用している障害者に対して、以下についてアンケート調査を実施するとともに、ヒアリング調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者等の支援ニーズと実際に受けている支援の内容 ・ 有効と感じた支援内容、満足度等 ・ 利用者の状態像とその変化(利用開始当初と現状の比較)
求める成果物の活用方法(施策への反映)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書に取りまとめ、新たな就労アセスメントの効果的な実施のほか、就労継続支援A型のあり方の検討及び令和6年度報酬改定の基礎資料とする。
担当課室/担当者	障害福祉課 就労支援専門官(3018)

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 16	地域における就労移行支援及び就労定着支援の動向及び就労定着に係る支援の実態把握に関する調査研究
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	就労移行支援事業所・就労定着支援事業所の事業所数の増減等の動向について整理するとともに、就労定着支援事業所をはじめとした定着支援の実態及び支援の在り方について検討する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」(令和3年12月16日社会保障審議会障害者部会)において、新たな就労アセスメントの創設が掲げられ、障害者本人のニーズを踏まえた適切なサービス提供や一般就労の実現がなされることを目指すこととしているが、就労系障害福祉サービスのうち、就労移行支援事業については、事業所数は平成30年度より漸減傾向にある。</p> <p>このため、その背景や実態を把握するとともに、ニーズに応じたサービス提供体制の確保にあたっての課題を整理することを目的とする。</p> <p>また、中間整理において、地域における定着支援の実情やニーズを踏まえた上で、必要な支援が提供できるような方策を検討することも必要とされているが、就労系障害福祉サービス等から一般就労への移行者を対象とする就労定着支援事業について、想定ほど事業所数が伸びていないことや、障害者雇用施策と福祉施策の連携強化に関する検討会等において、就職後6ヶ月を待たずにサービス開始することの必要性等について、指摘がなされている。</p> <p>このため、就労定着支援事業所の運営の実態や、就労定着支援事業所等における定着支援の実態を把握するとともに、支援の在り方等について整理することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>自治体にアンケート調査等の実施を通じて、就労移行支援及び就労定着支援の増減の動向やその背景等について把握するとともに、就労移行支援・就労定着支援事業所等(市町村を通じて協力の得られた、事業を廃止した事業者を含む)に対して、事業運営上の課題等について、アンケート調査やヒアリング等を実施する。</p> <p>また就労定着支援事業所が行う定着支援について、その前後の期間等において定着支援を行う、就労移行支援事業所等、障害者就業・生活支援センターも含めてアンケート調査等を行い、就労定着支援の終了を見据えた支援の在り方や関係機関との連携状況等も含め、実態を調査する。</p> <p>また、就労定着支援において目指すこととされている、支援終了時点において特段の支援がなくとも就労定着が出来る状態を目指した支援について、好事例の収集を併せて行う。</p>
求める成果物の活用方法(施策への反映)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書を作成し、新たな就労アセスメントの効果的な実施のほか、令和6年度報酬改定の基礎資料とする。 ・ 就労定着支援における支援の終了を見据えた支援の好事例集を作成し、自治体を通じて周知を図り、的確な支援を実施する一助とする。
担当課室/担当者	障害福祉課 就労支援専門官(3018)

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 17	協調運動の障害の早期の発見と適切な支援の普及のための調査
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	障害児者の協調運動面の評価方法とその評価を活用した支援について整理し、乳幼児健診や障害者福祉サービス等における協調運動への支援に関するマニュアルを作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>知的障害や自閉スペクトラム症等の発達障害がある場合、発達障害の一つである発達性協調運動症の特性が見落とされて、適切な支援につながらないことがある。協調運動面の課題は、学業や就労の問題、精神疾患や非行にもつながりやすい。令和2年度障害者総合福祉推進事業「発達障害児者の感覚の問題に対する評価と支援の有用性の調査」においても、障害者支援サービス等において、協調運動の評価ツールの不足や、支援方法の困難さを感じていることが確認された。</p> <p>早期から適切な支援につなぐために、乳幼児健診や障害児者支援の現場等での、協調運動面の評価や支援方法と活用の仕方について効果を検証し、マニュアルを作成する。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健診や障害者福祉サービス等において協調運動面の支援の課題やニーズ、好事例などについて調査する。 ・ 評価から支援計画の立案、支援の取組について、実装しその効果を検証する。 ・ 協調運動の問題に対する評価から支援までのマニュアルを作成する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	保健センターや障害者福祉サービス等への調査に関する報告書と協調運動の評価と支援のマニュアルを発達障害情報・支援センターのホームページ等に掲載するとともに、自治体への事務連絡や国研修等において周知をする。
担当課室/担当者	障害福祉課障害児・発達障害者支援室 発達障害施策調整官（3144）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 18	ペアレント・トレーニング実施における評価ツールの作成と活用に関する研究
補助基準額	400万円を上限とする。
事業概要	<p>ペアレント・トレーニング（以下「PT」という。）について、令和元年度及び令和2年度障害者総合福祉推進事業（ ）でまとめた実施基準（基本プラットフォーム）に基づく実施に対する、事前・事後の評価指標を整理し、評価ツールを作成する。</p> <p>また、評価指標の変化等の結果を踏まえたフォローアップ等のその後の支援の活用方法の整理を行う。</p> <p>併せて、これまで作成した「PT 基本プラットフォーム」及びそれに基づく「支援者用マニュアル」について、発達障害児以外の障害児の保護者への適用についても検討する。</p> <p>（ ）令和元年度「発達障害支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定及び実施ガイドブックの作成」</p> <p>令和2年度「地域の発達障害者支援機関等で実施可能なペアレント・トレーニング実施テキストの作成」</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>PT の実施基準については、令和元年度推進事業にて基本プラットフォームを整理し、コアエレメントを設定した。また、それに基づく支援者用実施マニュアルについても令和2年度推進事業にて作成した。</p> <p>一方、PT の質を維持するため、参加保護者のプログラム理解、精神健康の影響（自信回復や意欲向上等）、子どもの行動の変化、等を事前・事後で確認する必要性は言及されているものの、統一的な指標等はなく、方法として一様でない。</p> <p>また、評価尺度が有料であったり、実施に専門性を有するものもあり、PT の評価が進みにくい実態もある。</p> <p>そこで、実施の前後でとるべき評価指標について、参加保護者と対象児に対する評価指標を整理し、PT 実施における評価ツールを作成する。また、この評価ツールについて、参加保護者の状態を実施前に把握する事による実施時の配慮等の工夫や、事後の変化を踏まえその後の家族支援につなげること等、効果的な活用に関する整理も行う。</p> <p>併せて、これまで作成した「PT 基本プラットフォーム」及びそれに基づく「支援者用マニュアル」について、発達障害児以外の障害児の保護者への PT 適用について検討する。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ PT の評価として使用されている既存の指標や尺度について、保護者と子に分けて整理分析する。 ・ 既存指標の分析に基づき、PT 実施に係る保護者と子のとるべき指標を整理し、それに基づく PT 評価ツールを作成する。 ・ PT 評価ツールの使用方法や、評価結果を支援につなげるための活用に関する整理を行う。 ・ これまで作成した「PT 基本プラットフォーム」及びそれに基づく「支援者用マニュアル」について、発達障害児以外の障害児の保護者への適用について検討する。

<p>求める成果物の活用方法（施策への反映）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価ツールを実施マニュアルと併せてパッケージとすることで、自治体等や事業所への PT 実施促進をはかる。 ・ PT の評価ツールの活用を通して、保護者に対する必要な支援を把握し、家族支援の充実につなげる。
<p>担当課室/担当者</p>	<p>障害福祉課障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官（3144）</p>

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 19	障害児通所支援の支援内容に関する調査研究
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	<p>児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて行われている支援内容に関して実態を把握し、障害児通所支援の在り方に関する検討会の報告書において提言された「総合支援型（仮称）」と「特定プログラム特化型（仮称）」の要素を整理し検討を行う。</p> <p>令和4年10月を目途に、実態把握やヒアリングに係る中間報告を要する（詳細は採択後に厚生労働省担当者と協議により決定する）。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」(令和3年10月)において、児童発達支援・放課後等デイサービスに関しては「総合支援型（仮称）」を基本とし、特定領域のプログラムに特化した支援のみを行う事業所の場合にも、専門性の高い有効な発達支援については、「特定プログラム特化型（仮称）」の事業所として位置付ける方向で検討すべきである、と提言された。この報告書を受けて、現在児童発達支援・放課後等デイサービスで行われている支援内容の実態把握をおこない、「総合支援型（仮称）」と「特定プログラム特化型（仮称）」に必要と考えられる要素を検討する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスに調査を実施し、支援内容の実態把握を行う。 ・ 事業所へのヒアリングを行い、好事例を収集する。 ・ 検討委員会を設置し、「総合支援型（仮称）」と「特定プログラム特化型（仮称）」に必要と考えられる要素を検討する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>検討されたものを参考に、次期報酬改定における基礎資料として活用する。</p>
担当課室/担当者	<p>障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官（3048）</p>

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 20	障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究
補助基準額	1,200万円を上限とする。
事業概要	<p>障害児のインクルージョンを推進するため、以下の調査研究を行う。</p> <p>児童発達支援事業（ ）や放課後等デイサービスにおける移行支援（併行通園等の事例提供・提案や実現・継続のサポート）に係る保護者等の意向の把握から保育所等への定着支援に至るプロセスについて、好事例の把握等を行い、その共通する点について取りまとめる。</p> <p>（ ）児童発達支援センター以外の事業所が行う児童発達支援をいう。</p> <p>移行支援に当たり市町村が実際に行っている保育所等へのつなぎ、インクルージョンを推進するための周知・啓発・協議の状況等、市町村の取り組み状況について取りまとめる。</p> <p>保育所等訪問支援について、個々の支援対象や時期、具体的な支援方法等の違いによる差異のほか、平成30年度の児童福祉法改正により対象となった児童養護施設・乳児院における活用状況等について、アンケート調査及びタイムスタディ調査等を行い、その結果を取りまとめる。</p> <p>令和4年10月を目途に、実態把握やヒアリングに係る中間報告を要する（詳細は採択後に厚生労働省担当者と協議により決定する）。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」(令和3年12月16日社会保障審議会障害者部会)において以下の方向性が示されたところ、これらの検討に当たっての実態把握等をする必要があるため。</p> <p>児童発達支援や放課後等デイサービスにおいて、個々の通所する障害児について移行支援が効果的に実施されるため、保護者等の意向の把握から保育所等への定着支援に至る一連のプロセスを効果的な標準的手法としてまとめ、わかりやすく提示することを検討する必要がある。</p> <p>保育所等訪問支援について、児童発達支援センターが地域のインクルージョンを推進する中核機関として果たす役割の重要性を勘案しつつ、個々の支援対象や時期、具体的な支援方法等の違いによる差異やタイムスタディ等の実態把握も踏まえ、改めてより適切な評価の在り方等を検討する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者による委員会を設置し、下記 ～ の現状と課題を取りまとめる。</p> <p>アンケート調査やヒアリング等により、児童発達支援事業や放課後等デイサービスにおける移行支援に係る実態や好事例の把握等を行い、その共通する点について取りまとめる。</p> <p>市町村を対象にインクルージョンの推進に関わる実態調査（アンケート調査・ヒアリング）を行い、取りまとめる。</p> <p>保育所等訪問支援について、アンケート調査やタイムスタディ調査を行い、その結果を取りまとめる。</p>

求める成果物の活用方法（施策への反映）	児童発達支援事業、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の、次期報酬改定における基礎資料として活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官（3048）

令和4年度障害者総合福祉推進事業 指定課題個票

指定課題 21	医療的ケア児支援センターの地域支援機能、活動状況等に関する実態調査及び医療的ケア児者支援に係る訪問看護ステーション等による連携等に関する調査研究
補助基準額	1,200万円を上限とする。
事業概要	<p>医療的ケア児支援センターの設置状況や活動状況等の実態や好事例を把握し、活動の指標となる項目を整理する。</p> <p>医療連携体制加算による障害福祉サービス事業所と訪問看護ステーション等の連携の実態を把握し、連携を推進するための方策等について検討する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、本法とする。）」が成立し、9月18日に施行された。本法第14条に規定されている「医療的ケア児支援センター（以下、支援センター）」の都道府県への設置は義務ではないものの、支援センターは管内の医療的ケア児及びその家族への相談支援に係る情報の集約点になるとともに、市町村等による地域支援に係る専門的な支援の提供など重要な役割が期待されている。</p> <p>令和3年度障害者総合福祉推進事業「医療的ケア児の実態把握のあり方及び医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置と活用等に関する調査研究」において、将来的な支援センターの設置の参考となる事例収集等を実施したが、本法施行後の各地域の支援センターの具体的な活動状況（配置された医療的ケア児等に関するコーディネーターの活動も含む。）や実際の利用者ニーズへの対応状況、管内市町村や地域での関係機関との連携の実態などは明らかになっていない。また、支援センターの設置推進及び活動の充実のためには、好事例のノウハウを整理したうえで、横展開するとともに、支援センターの活動等の指標となる項目を整理し、地域の実情に合わせ、各都道府県が自ら課題に取り組めるようにすることが必要である。</p> <p>医療的ケア児・者が地域で生活するためには、各障害福祉サービス事業所において必要な医療的ケアを受けられる体制を整備することが求められている。一方、地域では障害福祉サービス分野で働く看護職員の確保が困難という指摘があり、訪問看護ステーション等との連携による医療連携体制加算の仕組みを用いた医療的ケアの提供体制の整備が重要となる。したがって、当該加算の仕組みによる医療的ケアの提供について、好事例を把握するとともに、訪問看護ステーション等との連携の実態や課題を明らかにしつつ、障害福祉サービス事業所が訪問看護ステーション等と連携をとりやすくなるような仕組みを検討することが必要である。</p> <p>また、医療的ケア児の家族が、NICU（新生児集中治療室）等の入院中も含め、愛着形成につながるようななどのような支援を受けてきたか実態を把握することは、今後の家族支援の検討につながる。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>都道府県における支援センターの設置状況（人員、運営体制等）や広報活動、管内市町村や各地域における関係機関（サービス事業者や行政関連部局（医療、保健、福祉、教育、労働部局等））との連携状況、関係機関等への情報提供や研修の実施状況、相談対応の具体的な実施状況（成人期を見据えた支援の状況を含む。）、医療的ケア児の家族への支援、医療的ケア児等に関するコーディネーター</p>

	<p>の活動状況、支援センターの活動評価の実施の有無等について、委員会を設置しアンケート調査及びヒアリング調査の設計を行うとともに、その結果から支援センターの活動の指標として適切な項目を整理し、とりまとめる。</p> <p>訪問看護ステーション等及び訪問看護ステーション等が連携している障害福祉サービス事業所（障害児通所支援等）に対し、医療連携体制加算による医療的ケア提供にあたっての連携の実態や課題、加算導入対応のきっかけ等について、委員会を設置し、アンケート調査及びヒアリング調査の設計や分析を行う。また、の調査と併せて、都道府県における、障害福祉サービス分野で働く看護職員の確保の取組等を調査する。これらの結果を踏まえ、各地域で、訪問看護ステーション等との連携等により障害福祉サービス事業所での医療的ケア児者の受入が進むよう、好事例を示すとともに、より効果的な仕組みを検討し、とりまとめる。</p> <p>また、訪問看護ステーション等を利用している医療的ケア児の家族に対し、NICU（新生児集中治療室）等の入院中も含め早期からの愛着形成に向けた課題及び家族支援の実態等についてアンケート調査を実施する。</p> <p>なお、及びの委員会については、委員構成を考慮したうえで同一として差し支えないものとする。</p>
<p>求める成果物の活用方法（施策への反映）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書を作成し、今後の医療的ケア児支援策を検討する際の基礎資料とする。 ・ 自治体に対する技術的助言として自治体に提示する。
<p>担当課室/担当者</p>	<p>障害福祉課障害児・発達障害者支援室 医療的ケア児支援専門官（3101）</p>

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 22	障害児通所支援における支援の質の評価に係る調査研究
補助基準額	600万円を上限とする。
事業概要	<p>障害児通所支援については、指定基準において児童指導員等を配置することを求めている。一部の加算では、加配する職種に応じて報酬単価を分けているが、経験年数その他の要素を考慮した単価設定とはなっていない。</p> <p>障害児支援は子どもの障害の多様性に加え、家庭環境等にも応じた柔軟性のある支援が必要であり、支援の質の高低を明確に定義づけることは難しい一方で、支援の現場においては個々の障害児への対応等を通じて、いわゆる「質の良い」支援を行う者がいるところ、こうした職員を育成・確保していく報酬上の評価が十分ではないことも考えられる。本調査研究では、各現場における、いわゆる「質の良い」支援を行う人材に着眼し、その「質が良い」と考えられる共通項の把握・整理を行う。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害児通所支援は障害児の発達支援やその家族への支援について、例えば要保護家庭の場合はそうした背景も踏まえて支援を行うなど、障害児の個々の障害特性や、家庭環境を踏まえて適切に支援をしていく必要がある。しかし、その支援の質を客観的に図ることは難しく、令和元年度障害者総合福祉推進事業「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究」では、「職員数や支援のコマ数・提供時間の多寡、提供している支援の種類、連携している機関、取得している加算の種類等様々な観点からの検討を重ねたが、事業所・サービスの質と明確に関連すると思われる項目を明らかにするには至らなかった。この背景には、対象となる年齢が小学1年生から18歳まで（高校卒業）であり、それぞれにライフステージが異なること、成長期でもあり家庭・友達・学校の影響を大きく受ける発達期であること、子ども一人ひとりの特徴・状況・意向等に応じたきめ細かなサービス提供が行われているかの判断が本調査票の回答のみでは難しかったことや、前提となる「質の高いサービス」の定義が統一化されていないことなどがある。」とされた。</p> <p>一方で、障害児通所支援事業所の増加に伴う支援の質の確保は急務であり、「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」（令和3年10月）では、「保育士や児童指導員等の障害児通所支援を支える人材について、事業所への定着を通じた専門性の強化を図り、キャリアアップを重ねていける仕組みの在り方について、今後検討を進めていくことが望まれる。」とされた。現在、障害児通所支援は、児童指導員等に係る報酬は、支援の質に関わらず一律であるところ、どのようなキャリアを重ねていくことが、その時々を利用児童やその家族に対して適切な支援を行う上で必要な能力の獲得に繋がるのかを検証する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者会議を設置し、支援の現場におけるいわゆる「質の良い支援」の具体像を可能な限り言語化しつつ、その共通的な要素を実現する上で職員や事業所に求められる能力について整理する。また、関係団体等を通じて、全国の事業所に対してアンケート調査を行い、質の良い支援をできる職員や事業所が備える要件についての具体化を図る。</p>

求める成果物の 活用方法（施策 への反映）	児童発達支援事業、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の、次期報酬改定における基礎資料として活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官（3048）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 23	障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	障害児入所施設の在り方に関する検討会をはじめ、障害児支援関連の検討会においては、障害のある子どもの意思決定支援など権利擁護の重要性について提言がされてきたところであるため、障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方について実態調査を行い、手引き書・好事例集を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	障害児入所施設の在り方に関する検討会、障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議、障害児通所支援の在り方に関する検討会において、障害のある子どもの意思決定支援をはじめ権利擁護の在り方について具体的な検討の必要性について提言がされてきたところである。また、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律附則第7条第4項において、子どもの意見を聴く機会の確保、意見表明支援の仕組みの構築、権利擁護の仕組み等が検討事項とされ、子どもの権利擁護に関するワーキングで取りまとめがなされ、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（以下、社会的養育専門委員会）において検討が行われ、措置決定時における子どもの意見・意向表明が義務付けられる方向で議論されていることを踏まえ、障害のある子どもの権利擁護の在り方について具現化することが必要なため、当調査研究事業を実施する。
想定される事業の手法・内容	有識者による検討会を設置し、障害児入所施設の在り方に関する検討会、障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議、障害児通所支援の在り方に関する検討会において、障害児本人の最善の利益を保障する観点から意思決定支援のあり方の検討の必要性について提言がされていること。また、社会的養育専門委員会においても措置決定時における子どもの意見・意向表明が義務付けられる方向で議論されていることを踏まえ、障害のある子どもの権利擁護における取り組みについて実態調査（自治体・事業所）、好事例の収集を行い、社会的養護分野の取り組みや「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン」も参考にしながら、権利擁護の在り方について意見表明・意思決定支援の考え方や具体的方法等を示した手引き書・好事例集を作成する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	作成した手引き書・好事例集を各都道府県等に配布し、活用していただく。
担当課室/担当者	障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害福祉専門官（3048）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 24	自立訓練事業における標準的な支援プログラム及び評価指標の活用についての調査研究
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	令和2～3年度実施の厚生労働科学研究「障害者に対する社会リハビリテーションの支援プログラム及び評価手法の開発のための研究」での成果を踏まえ、作成される評価指標と標準プログラムについて全国の自立訓練事業所への調査を実施して効果の検証を行う。
指定課題を設定する背景・目的	令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要において、自立訓練における支援の在り方について「自立訓練における支援の在り方について、訓練効果の標準的な評価手法の検討や、機能訓練及び生活訓練の対象者の見直し後の運用状況等を踏まえ、引き続き検討する。」とされていることを踏まえ、令和6年度報酬改定の方向性を検討するために活用しうる基礎的資料の作成を目的として令和2～3年度に「障害者に対する社会リハビリテーションの支援プログラム及び評価手法の開発のための研究」(厚労科研)が実施されている。この研究において成果として提案される自立訓練(機能訓練・生活訓練)の標準的な支援プログラムや評価手法・指標を踏まえ、令和6年度報酬改定の検討に向けた資料として活用するために作成された評価指標等についての効果の検証を実施する必要がある。
想定される事業の手法・内容	令和2～3年度厚労科研でアウトプットされる評価指標や標準化プログラムについて、全国の自立訓練事業所に対して効果の検証を行うための悉皆調査を実施する。また、その際には各事業所に基本情報も調査し、令和2年度報酬改定検討チームの議論で出た視覚障害者や高次脳機能障害者の受け入れ状況や訪問支援の実施状況、ピアスタッフ・ピアサポーターの活用状況、地域住民の障害に対する理解の促進に寄与する活動等についても確認する。
求める成果物の活用方法(施策への反映)	令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて、令和5年度報酬改定検討チームの議論における資料として活用する
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 障害福祉専門官(3104)

令和 4 年度障害者総合福祉推進事業 指定課題個票

指定課題 25	<p>障害者ピアサポーターの支援内容や配置状況の実態把握及び多様な障害者の参加を想定した障害者ピアサポート研修におけるツールの作成のための調査研究</p>
補助基準額	<p>900万円を上限とする。</p>
事業概要	<p>令和6年度の報酬改定に向けて、障害者ピアサポートの加算対象になっていない障害福祉サービス事業所におけるピアサポーターの配置状況についての実態把握やその有効性について検討するとともに、ピアサポーターによる支援の質の確保や向上の観点から、ピアサポーターによる支援の実施内容やバックアップ体制についての調査を実施する。</p> <p>また、多様な障害者の参加を想定した障害者ピアサポート研修におけるツール等を作成する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」(令和3年12月16日社会保障審議会障害者部会)において「障害者等の地域生活の実現や継続のために必要な相談支援専門員やピアサポーター等が行う業務の在り方については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の影響等も踏まえつつ、利用者の心身や家族を含む環境の状況により多様な支援が発生しうることを踏まえた業務の範囲や仕組み、ピアサポートの有効性を踏まえた対象サービスの範囲等について、引き続き検討することが必要である。その際、ピアサポーターによる支援については、障害当事者相互にとって良い効果があることも踏まえ、相談支援をはじめ、障害福祉サービス等におけるピアサポーターの活用の在り方を検討する必要がある。」とされていることを踏まえて、加算の対象となる障害福祉サービスを検討する基礎資料にする目的として、現在障害福祉サービス等報酬において加算対象となっていない障害福祉サービス事業所におけるピアサポーターの配置状況の実態についてやピアサポーターによる支援の質の確保や向上に関することとして、現在障害福祉サービス等事業所において配置されているピアサポーターの支援内容やバックアップ体制の実態を把握することを目的とした調査研究を実施する。</p> <p>また、障害者ピアサポート加算のためには都道府県で実施する基礎研修及び専門研修を修了する必要があるが、多様な障害にも対応したテキスト等についてのニーズがある。複数の障害領域で共有しているものやそれぞれの障害特性によるものといったことを踏まえたテキスト等のツールの開発も目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>障害者ピアサポートの加算対象となっていない障害福祉サービス事業所におけるピアサポーターの配置状況及び加算を算定している事業所におけるピアサポーターの支援内容やバックアップ体制の実態について調査票や聞き取り等での調査を検討して実施する。</p> <p>障害者ピアサポート研修の参考資料として例示されている平成30年度の厚生労働科学研究「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」で精神障害を対象に作成された専門研修テキスト等を参考にしながら、身体障害や知的障害、高次脳機能障害、難病といった分野にとっても必要な要素等について、地域生活支援事業の障害者ピアサポート研修事業のカリキュラムに沿ったツールも作成する。</p>

求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>調査結果は、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて、令和5年度報酬改定検討チームの議論における資料として活用する。</p> <p>作成されたツールは広く周知し、各都道府県・指定都市で実施されていく障害者ピアサポート研修事業での参考資料として活用いただく。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 障害福祉専門官（3104）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 26	自立生活援助・地域定着支援・共同生活援助の支援の実態把握のための調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	<p>地域移行後等の障害者の地域生活を支える自立生活援助や地域定着支援及び共同生活援助における支援の実態調査を実施する。</p> <p>また、共同生活援助を退居した後の利用者への支援や自立生活援助や地域定着支援について複数回の更新が必要である障害者の状態像、より手厚い支援を要する障害者の具体的な支援内容及び量等についても実態を把握するために調査を実施する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>令和3年社会保障審議会障害者部会における障害者総合支援法見直しの議論において、自立生活援助と地域定着支援や共同生活援助における一人暮らし等に向けた支援のあり方について論点となった。これらについて更に議論を深めていくには現状の支援の実態を把握する必要があることから調査を実施する必要がある。</p> <p>また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において自立生活援助の標準利用期間を超えて複数回の更新が認められたが、自立生活援助や地域定着支援においては、サービス利用の更新が自治体によってはなかなか認められないことで地域格差に繋がっていることを危惧する声が現場から聞こえる一方で、決定する自治体の担当職員も判断基準がわからず苦慮していることが推測される。そうしたことから、更新することが必要な障害者の状態像や、より手厚い支援を要する障害者の具体的な支援内容及び量等について実態を把握する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>自立生活援助事業所、指定一般相談支援事業所については悉皆調査を実施する。共同生活援助については、一人暮らし等への移行支援を実施している事業所における具体的な支援内容等について、調査研究を実施する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて、令和5年度報酬改定検討チームの議論における資料として活用する。</p>
担当課室/担当者	<p>障害福祉課地域生活支援推進室 障害福祉専門官（3104）</p>

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

<p>指定課題 27</p>	<p>ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村(自立支援)協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究</p>
<p>補助基準額</p>	<p>1,500万円を上限とする。</p>
<p>事業概要</p>	<p>障害福祉分野における相談支援において、どのような利用者に対し、どのような相談支援を提供しているのか、従事する相談支援専門員はどのような利用者をどの程度担当しているのか(担当件数)といった相談支援におけるケースワークの実態を把握する調査を行う。また、中立・公正性や独立性を確保や総合的な相談の実施等に着眼し、相談支援事業の運営体制等について、実態を把握する調査を行った上で、相談支援における地域の体制整備や業務の指針等として活用できる成果物を作成する。</p> <p>また、障害福祉分野の相談支援事業を実施する上で望まれる事業運営等の在り方を検討し、指針や運営の手引き等として活用できるとりまとめを含む報告書を作成する。</p> <p>都道府県及び市町村の(自立支援)協議会について、実態を社会調査により把握した上で、活性化や形骸化等の要因分析を行う。これら実態調査と分析を踏まえた上で、(自立支援)協議会の設置運営に関する標準的な方法や検討の方法等について、設置・運営ガイドライン(マニュアル)を含む報告書にまとめる。</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>[相談支援事業について]</p> <p>相談支援専門員と利用者との関わりは多様であるが、その実践場面においてどのような相談支援が提供されているかの実態は必ずしも明らかではなく、改めて把握することが、制度改正や報酬改定を検討する際のエビデンスとして必要である。</p> <p>また「障害者総合支援法改正法施行後3年後見直しについて 中間整理」(令和3年12月16日社会保障審議会障害者部会)を踏まえ、基幹相談支援センターが地域の相談支援の中核的な役割を確実に果たすために必要な方策の検討、地域の相談支援体制と各相談支援事業が果たす役割・機能の整理、利用者や環境の状況により多様な支援が発生しうることを踏まえた業務の範囲や仕組みの検討、相談支援専門員の独立性・客観性の確保の在り方の検討等について、全国の現在の状況を把握することや事例の要因分析等を踏まえて行うことが必要である。</p> <p>[(自立支援)協議会について]</p> <p>(自立支援)協議会については、ほぼ全ての地方公共団体に設置されているものの、地域差や形骸化が指摘されており、一定の標準的な手法の提示や活性化が求められている。</p> <p>好事例について把握する調査研究は過去実施されたことがあるものの、大規模な実態把握やそれに基づく形骸化等の要因分析は行われていない。</p> <p>「障害者総合支援法改正法施行後3年後見直しについて(中間整理)」を踏まえ、協議会活性化のため、多様な主体の参画を得ながら住民の個別課題の分析から地域内で共通して見られる課題を抽出し、解決を図るための具体的な方法を提示するための検討、自治体と相談支援事業者が協働する取組を促進するための方策の検討、協議会等を構</p>

	<p>成する関係者の会議に係る負担を軽減するための方策の検討、 都道府県協議会と市町村協議会が効果的に連動するための方策の検討をする必要がある。</p> <p>本課題においては、実態把握と要因分析を行うとともに、活性化策の検討とそのために必要な素材（設置・運営ガイドライン等）作成を行うものである。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>[相談支援事業について]</p> <p>相談支援事業所等に対する業務に関する実態調査（質問紙調査・ヒアリング調査） 市町村及び相談支援事業所に対する体制整備に関する実態調査（質問紙調査・ヒアリング調査） 検討委員会の設置による検討。</p> <p>[（自立支援）協議会について]</p> <p>都道府県及び市町村に対する実態調査（質問紙調査・ヒアリング調査） 協議会に対する実態調査（質問紙調査・ヒアリング調査） 熟達者によるワークショップ等の実施による検討 検討委員会の設置による検討</p> <p>本課題においては、相談支援事業の実態把握及び在り方検討の対象として、基幹相談支援センター（基幹相談支援センター等機能強化事業）、市町村障害者相談支援事業、計画相談支援及び障害児相談支援を必ず含めることとし、基幹相談支援センター及び市町村障害者相談支援事業を実施する自治体及び相談支援事業所に対する質問紙調査については悉皆調査とすること。</p> <p>についてはケースワークに着目し、相談支援専門員の支援プロセスを追跡する内容を含むこととし、可能な限り、利用者本人に対する調査を含むことが望ましい（そのため、倫理面での配慮等を行った上での調査とすること）。</p> <p>の質問紙調査はどちらも悉皆調査とすること。なお、 の質問紙調査を一体的に実施する調査設計とすることも可。</p> <p>の検討委員会是一体的に構成することも可。検討委員会の構成員には障害福祉分野の相談支援に深い知見のある学識経験者、障害福祉分野の相談支援に係る職能団体等の推薦を受けた者、障害当事者である相談支援専門員、都道府県及び市町村の自治体職員を必ず含めること。（自治体職員の選定については、採択後で可。）</p>
<p>求める成果物の活用方法（施策への反映）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査については、制度改正や報酬改定の際のエビデンスとして活用 ・ 相談支援における地域の体制整備や業務の指針等として自治体や相談支援事業所に周知する等により活用する。 ・ 協議会については、（自立支援）協議会の設置運営に当たっての留意事項通知の改定や協議会の設置運営ガイドラインの策定等の協議会活性化方策として活用する。
<p>担当課室/担当者</p>	<p>障害福祉課地域生活支援推進室 相談支援専門官（3043）</p>

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 28	支援困難度の高い強度行動障害者の地域での受入促進へ向けた支援体制の推進等に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	支援困難度の高い強度行動障害の方に必要な支援体制等について把握し、地域での受け皿整備に必要な方策について整理する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>強度行動障害の状態にある方の中には、その対応の困難さ等から受け入れできる事業者がおらず、必要な支援につながらない又は必要な支援ニーズを満たせていない方がいるとの指摘があるが、必ずしも自治体でその実態を把握できているとは言えない現状がある。</p> <p>地域において、このような支援困難度の高い強度行動障害の方を適切に受け入れられる事業所を増やしていくため、その支援の必要性を適切に評価できる手法等を検討するとともに、必要な支援内容や支援量、支援体制、自治体における実態把握方法等を明らかにすることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>行動関連項目の点数が概ね20点以上の強度行動障害の方の利用を受入れて支援している支援力の高い事業所（居住系、通所系、訪問系等）において、非常に高い点数を含む複数の利用者への支援について質的・量的に把握する。その際、利用者が落ち着いているときと不穏なとき等の状態像の違いを含めて把握する。</p> <p>また、直接支援だけでなく、一貫性のあるチーム支援を徹底するための会議の開催や研修の実施、コンサルテーションの活用等の間接的な取組等についても併せて把握する。</p> <p>必要な支援につながらない又は必要な支援ニーズを満たせていない方の実態を把握している自治体へのアンケート調査等を行う。</p> <p>これらの結果に基づき、学識経験者や実践者、家族関係者等による検討委員会において、支援困難度の高い強度行動障害の方の行動関連項目との関連性や支援体制、自治体における実態把握方法等について整理し、地域での受け皿を整備していくための方策等について総合的に検討する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	今後の強度行動障害者児者に関する施策の企画立案や報酬改定における評価方法についての参考資料として活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止対策専門官（3149）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 29	障害者虐待防止・権利擁護指導者研修の更なる質の向上に資する研修に関する研究
補助基準額	400万円を上限とする。
事業概要	自治体及び基幹相談支援センターの職員による事実確認調査及び虐待判断の質の向上、福祉施設における虐待防止体制の実効性を高めるための研修に関する調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>令和元年度虐待防止対応状況調査結果から、自治体における障害者虐待の事実確認調査及び虐待判断件数にばらつきがあることが明らかになり、令和3年度委託事業「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」において、その平準化に向けた検討が進められている。また、養護者虐待における事実確認調査について基幹相談支援センターに委託できることを国において明確化したところである。</p> <p>国の虐待防止・権利擁護指導者研修においては、都道府県研修で指導者となる人材の参加を促しているものの、人事異動等もある中で必ずしも十分な知識や経験のある職員が参加できていない実態があり、事実確認調査及び虐待認定の判断といったより高い知識や技術が必要な事項を習得するには課題があるとの意見がある。</p> <p>また、福祉施設における虐待防止及び身体拘束適正化に向けた体制整備については、令和4年度から義務化するところであり、令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」で小規模事業所を含む効果的な体制整備について研究し、その成果を周知することとしているが、整備された虐待防止体制の実効性を高めていくための方策が必要である。</p> <p>これらの状況を踏まえ、より質の高い障害者虐待防止・権利擁護指導者研修のあり方等に関する調査研究を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度の都道府県による障害者虐待防止研修の実施状況を把握するためのアンケート調査を実施する。 ・ 現状のプログラム開発に携わった学識経験者を中心に検討委員会を組織し、自治体及び基幹相談支援センターの職員による事実確認調査及び虐待判断の質の向上、福祉施設における虐待防止体制の実効性を高めるための研修プログラムを作成し、試行的なモデル研修を実施する。 ・ モデル研修の結果を踏まえ、障害者虐待防止・権利擁護指導者研修のさらなる質の向上について検討を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	今後の国の虐待防止・権利擁護指導者研修の研修プログラム及び実施要綱等に反映させる。
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止対策専門官（3149）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 30	地域における支援ニーズの高い者に対する精神科訪問看護の実態調査
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	地域において生活している支援ニーズの高い者(ひきこもりの者、未治療・治療中断者、身体合併症を有する精神障害者等)に対する精神科訪問看護(専門性の高い看護師及び看護師)における支援内容、効果等について実態を調査する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>精神科訪問看護については、治療の継続や日常生活の相談支援等精神障害を有する者等の「地域生活」を支える上で重要な役割を果たしている。実際に、ひきこもりや未治療・治療中断者、迷惑行為・他害行為のある者等市町村の精神保健相談において困難な個別相談とされているケースや、身体合併症を有する精神障害者、周産期・子育て期の親等など、支援ニーズの高い者に対して訪問支援を行っている。</p> <p>一方、これらの支援ニーズの高い者に対する支援内容とその効果、行政及び関係機関との連携状況の実態、支援ニーズの高い者に対する専門性の高い看護師の関わりの実態及び効果等について調査したものは無い。</p> <p>支援ニーズの高い者に対する精神科訪問看護の実態及び専門性の高い看護師の支援、効果等を調査することにより、精神障害を有する者等が地域で適切な医療を受け安心して生活できるための基盤整備、地域づくりに資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>以下の内容について、支援ニーズの高い者(ひきこもり、未治療・治療中断者、周産期・子育て期の親、身体合併症を有する精神障害者等)に対する精神科訪問看護の実態を調査し、結果分析及び効果を検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科訪問看護における支援内容、支援方法 ・ 専門性の高い看護師と看護師の支援の違い ・ 行政機関や関係機関との連携 ・ 訪問看護(精神科訪問看護を実施しない)との連携 ・ 支援ニーズの高い者に介入するまでの専門性の高い看護師の調整、医療介入後の患者の変化 ・ 家族への支援、家族の変化 等
求める成果物の活用方法(施策への反映)	支援ニーズの高い者に対する精神科訪問看護の支援、効果を明らかにし、精神科訪問看護を推進する際の基礎資料とする。
担当課室/担当者	<p>精神・障害保健課</p> <p>地域移行支援専門官(3143)、相談支援専門官(3109)、障害保健係(3114)</p>

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 31	地域における当事者活動等の実態調査
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	<p>全国自治体における当事者活動（ピアグループ）及び家族活動においては、精神障害を有する方等一人ひとりの「本人の困りごと等」に寄り添い、本人の意思を尊重した支え合いや情報提供等が期待されているなか、活動内容の情報へのアクセスについてのニーズが聞かれている。</p> <p>そのため、当事者活動（ピアグループ）及び家族活動の実態を調査するとともに、当該活動におけるピアサポーターの役割、支え合いの実態等を把握し、精神障害を有する者等への支援やピアサポーターの活用に必要な全国的な活動情報を提供することを目的とする。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>精神障害があっても安心して自分らしく暮らすためには、精神障害を有する者等が内面的にも、社会的にもリカバリーしていくことが重要であり、身近に経験を共有できる仲間や、ロールモデルとしてのピアサポーターの存在は重要であることから、当事者活動（ピアグループ）及び家族活動による支援が期待されている。</p> <p>一方、各自治体において当事者活動（ピアグループ）や家族同士の支援活動は展開されているが、得られる内容や情報へのアクセスについての課題がある。</p> <p>本研究においては、各自治体で行われている当事者活動及び家族活動の実態、当該活動におけるピアサポーターの活動、支え合い等を明らかにするとともに、国内のリストの作成及び当事者活動や家族活動の好事例等を提示することにより、精神障害を有する者等の安心した地域生活の維持や支援体制の構築に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピアサポートや当事者活動を行っている公益社団等の団体、自治体に、活動を行っているグループ名、連絡先、活動概要の情報を記載したリストの収集を依頼する。 ・ 各自治体（都道府県、市区町村）における当事者活動、家族支援活動の状況を調査する。 ・ 当事者活動、家族支援活動の好事例、行政と連携した好事例をまとめる。 ・ 活動におけるピアサポーターの役割、具体的な支援内容について調査する。 ・ 活動の実態や情報をまとめ、精神障害を有する者、家族、当事者活動をする者及び自治体等が閲覧可能なリストとして公開し、提供可能な情報として周知する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>精神障害を有する者等が各自治体での活動に参加するための基礎資料となるとともに、好事例を提示することにより今後の当事者活動を推進するための基礎資料や施策の検討資料として活用する。</p>
担当課室/担当者	<p>精神・障害保健課 地域移行支援専門官（3143）、相談支援専門官（3109）、障害保健係（3114）</p>

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 32	新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルスとその影響に関する調査
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	新型コロナウイルス感染症に関連したメンタルヘルスとその影響に関する調査・分析を行い、国民の心理面への影響を把握するとともに、その結果を精神保健福祉センター等での相談対応等に活用していく。
指定課題を設定する背景・目的	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、感染拡大防止を目的とした外出自粛要請等により、感染に対する不安や行動変容に伴うストレスなど、国民の心理面に多大な影響が生じている。</p> <p>世界的には感染はいまだ収束の見通しが立っておらず、今後、国内で感染が収束しても、国外での流行やその流入の恐れもあるため、国民に対する心のケアは依然として重要となっている。</p> <p>過去に実施した調査のフォローアップとして、同様の調査を行い、国民の心理面の経年変化とその影響を分析し、その結果を精神保健福祉センター等での相談対応等に活用していくことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>【方法】 国民を対象に、インターネットによるアンケート調査を実施する。</p> <p>【調査内容】 時期別に不安やストレスに感じたこととその影響（就労状況、医療・介護・福祉サービスの利用など）等を尋ねるアンケート調査を行い、回答の集計及び分析を行うとともに、過去に実施した調査結果との経年変化を分析する。</p> <p>分析結果を踏まえ、精神保健福祉センター等の相談対応等に係る要領・留意事項の改訂を行うとともに、国民向けのリーフレットを作成する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉センター等が相談対応に行う際に、本調査で改訂を行う要領や留意事項等を活用してもらう。 ・ 調査結果の分析を踏まえた国民向けリーフレットを作成し、セルフケア方法や相談窓口の周知などの普及啓発に活用する。
担当課室/担当者	精神・障害保健課心の健康支援室 室長補佐（3147）、心の健康係（3069）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 33	公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	<p>公認心理師は国民が安心して心理に関する支援を受けられるよう、国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的として創設された資格である。法施行後5年（令和4年）をむかえるにあたり、公認心理師の更なる活躍につなげるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療、福祉、教育等の分野における公認心理師の支援内容を調査し、各現場で求められる役割や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム等施策の中で活躍するために必要な能力について、実態調査を通じて明らかにすること。 ・ 心の健康の問題は国民の生活に関わる重要な問題となるなかで、ニーズに応える公認心理師の養成の充実にむけて、実習生を指導する者を養成するための講習会（養成課程の教員及び実習指導者を対象とする研修）のプログラム構成や内容の具体について検討及び検証すること。 <p>について、調査検討を行う。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>心理支援に関する国民の多様なニーズや期待に応えるため、現場において求められる役割も多様化しており、期待される役割や状況に応じて適切に実践できる能力の養成が必要とされる。</p> <p>公認心理師法附則第5条によると、法施行後5年が経過した場合に「この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」、附帯決議には「検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること」とされていることも踏まえ、本課題により各分野での連携および公認心理師の専門性を活かした支援の実態を把握し、各分野で期待される業務や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける公認心理師の役割を検討する。</p> <p>また、さらに公認心理師の養成の充実にむけて、実習生を指導する者を養成するための講習会（養成課程の教員及び実習指導者を対象とする研修）のプログラム案を作成し、その内容について試行を踏まえた妥当性の検証を行い、各分野での期待に応える人材輩出につながるプログラム案を構成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動実態についての調査 <p>公認心理師の専門を活かした業務内容、その効果、医師との連携、他職種との連携における役割といった業務実態と事例、業務上の課題や障壁について、保健医療、福祉、教育等の施設（精神保健福祉センター、病院、発達障害者支援センター、児童相談所、学校等）について実態把握を行う。</p> <p>また、結果をふまえ今後の課題や展望を整理し、今後の多様な活躍に資する公認心理師の在り方について検討する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習者を指導する者の養成をするための講習会プログラムの作成 <p>本課題における活動実態についての検討内容を踏まえ、公認心理師の多様な活躍につながる講習会の構成と内容のプログラム案を作成する。</p> <p>作成したプログラム案について、試行を踏まえた検証を行い、プログラム案の作成の工程、妥当性の検証、プログラムに含める内容の整理とその目的の明確化を行うこと。</p> <p>検討に当たっては、令和元年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査」及び令和3年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査」の結果を踏まえること。</p> <p>いずれも必要に応じてアンケートやヒアリング等による調査を実施し、有識者や関係団体等による検討会を開催し、報告書にまとめること。</p>
<p>求める成果物の活用方法（施策への反映）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の心の健康の保持増進に向けて、自治体における公認心理師活用や、精神障害者を地域で支える医療福祉体制等の施策における公認心理師活用に向けた課題整理を行う。また、公認心理師養成のあり方についての検討に資する基礎資料とする。 ・ また、事例等の調査結果及び講習会のプログラム案については、附則第五条及び附帯決議の検討における基礎資料や、公認心理師における実習演習担当教員及び実習指導者講習会の検討における基礎資料とする。
<p>担当課室/担当者</p>	<p>精神・障害保健課公認心理師制度推進室 公認心理師制度専門官（3047）</p>

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 34	地域で支える精神保健福祉医療体制の国際比較に関する調査
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	精神保健医療福祉体制に係る各国の実態を調査・分析し、日本における課題の抽出を行う。また、今後の施策への反映に係る検討に資する基礎資料を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>令和3年度障害者総合福祉推進事業「精神疾患にかかる社会的コストと保健医療福祉提供体制の国際比較に関する調査」では、各国の精神医療に係る制度の概略、精神科病院及び福祉施設・住居、非同意入院に係る現状などの基礎資料が得られた。一方、各国の精神保健福祉体制について、特に退院後支援や意思決定支援等の対策に係る事項については十分な検証が行われていない。</p> <p>本事業においては、先述の障害者総合福祉推進事業の成果物を踏まえて、諸外国における精神保健医療福祉体制に係る基礎資料を作成する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>諸外国（米国、英国、韓国等のOECD加盟国）を中心に、アウトリーチ、相談支援、意思決定支援等の課題に関する政策及びその実態に関する調査を行う。</p> <p>調査結果をもとに本邦における課題の抽出を行い、報告書を作成する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>地域で支える精神保健福祉医療体制の課題整理を行う。</p> <p>報告書を作成し、今後の政策への検討に資するための基礎資料とする。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課 精神医療専門官（3103）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 35	てんかん診療と支援の実態及び地域連携の好事例に関する検討
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	てんかん診療を行っている病院に対して、治療実態に関する調査を行う。てんかん診療体制の均てん化に資する、現状分析と課題の整理、今後の診療や連携、普及啓発に関する検討を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>我が国におけるてんかんを有している方は100万人と推計される一方で、必ずしも地域で専門的な医療に結びついていないと言われている。さらに精神科、脳神経内科・外科、小児科といった複数の診療科において診療が行われており、診療科間や地域内・地域間での連携が重要である。てんかん地域診療連携体制整備事業では、23道府県で「てんかん診療拠点病院」を指定しており（令和3年7月時点）、医療機関間や保健福祉領域との連携体制の拡充を図っている。</p> <p>本事業では、てんかんの診療と連携の実態について調査を行い、連携に関する好事例を抽出することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問紙調査 ・ ヒアリング ・ 会議体での検討 等 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ てんかんの診療に携わる全国の医療機関 ・ てんかん診療拠点病院や設置自治体 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治療の実態について調査等の集計・整理と分析、課題整理 ・ てんかん診療拠点病院における医療機関間及び多分野・多職種の連携に関する実態の把握と好事例の収集
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>てんかん診療の実態と課題、連携の実態と連携に関する調査結果、及び好事例集が成果物となる。</p> <p>本事業による成果を通じて、てんかん地域診療連携体制整備事業等の精神保健福祉施策へ反映する。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課 課長補佐（3107）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 36	COVID-19 の精神保健福祉センターにおける相談対応の調査
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	精神保健福祉センターで行っている相談対応の内容（COVID-19 を含む情報提供、紹介など）を調査、分析を行い、調査結果を踏まえた今後の新興感染症に関する対応案を検討する。
指定課題を設定する背景・目的	COVID-19 のパンデミックにより国民の不安やストレスなどの影響が生じている。保健所が感染症対応で逼迫している中で精神保健福祉センターでは電話や SNS により相談対応を行っているが新たな取り組み / 対応、支援体制や保健所との連携などを把握し、今後の新興感染症の相談支援に役立てる必要がある。
想定される事業の手法・内容	精神保健福祉センターにおける特設された相談支援体制を 2020 年 4 月からのデータと COVID-19 の感染状況を踏まえて調査する。 なお実際に COVID-19 の対応をしている保健所においても調査する。 対 象：全国 69 カ所精神保健福祉センター(オンライン調査)と感染状況を加味して選出される数カ所の精神保健福祉センターと保健所(聞き取り調査) 方 法：オンラインのアンケート調査と聞き取り調査 調査内容：COVID-19 に特化したホットラインなどの種類、数、設置時期、相談件数、対応人数、サービス内容（COVID-19 の情報源）、マニュアルや Q&A の有無等
求める成果物の活用方法（施策への反映）	今後の新興感染症に関する精神保健福祉センターの支援方法や体制等を検討するため、また保健所との連携を検討するためのデータとして活用。
担当課室/担当者	精神・障害保健課 課長補佐（3114）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 37	自治体主導の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの実現に向けた調査
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアの推進においては、住民1人1人全世代のニーズに対応するために医療・保健・福祉の連携した重層的な支援体制が求められ、自治体主導での展開が必要とされる。地域包括ケアの推進についての必要性が高まりつつあるものの、実際に精神保健分野が主導で複数機関が連携する地域包括ケアを進めるにあたっての課題は大きい。</p> <p>精神障害にも対応した地域包括ケアの推進に当たり、地域における支援や連携の実態、及び精神保健福祉分野が主導して地域包括ケアの構築が進めている先行事例、課題や障壁の対応の具体等を把握する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>地域包括ケアの推進においては、住民1人1人全世代のニーズに対応するために医療・保健・福祉の連携した重層的な支援体制が求められ、自治体の複数機関の連携が必要とされる。</p> <p>特に政令指定都市においては、所管内に精神保健福祉センター、地域活動支援センター、相談支援事業所、医療機関等があることから、地域内で機能的に各機関が連携することが期待される。政令指定都市における精神保健福祉分野とその他分野との連携の詳細は、各自治体の地域の実情に応じて様々であり実態がつかめていない。</p> <p>本研究では、政令指定都市等における地域における支援の実態の把握に加え、高齢者や障害児も含めた保健・医療・福祉サービスの質の向上やネットワーク化について、精神保健福祉部門を主導的に機能している事例について詳細を把握し、自治体における全世代を対象とする多職種・多機関がつながる支援や連携の実現に活かすことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>精神保健福祉センターを主導とする自治体と民間、その他自治体とつながる支援体制の構築とその支援の実態まとめ、汎化するための内容をまとめる。</p> <p>政令指定都市を含む市町村等の複数自治体について、以下の項目を調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業や一般の方からの相談（市町村からの情報提供含む）をどのように訪問支援につなげているかについての連携の実態 ・ 保健師、精神保健福祉士、精神保健福祉相談員等の相談対応件数、そのうち訪問する回数、訪問する対象とする要件、訪問頻度、訪問者、訪問対象となる者の背景などの実態についての集計値 ・ 要支援者などの支援が必要となる者についての対象の具体や判断の基準 ・ 訪問対象者や支援対象者について、複数部局が情報共有し、どのように関わり、精神・介護・福祉の支援のネットワークにつなげているのか件数、実態、支援体制及びその組織体系 ・ 要支援者の把握方法、人数及びその割合、医療機関との連携件数 ・ その他自治体との連携や協議の場の設定の実態 <p>居住支援について、相談件数、対応の件数・対応の内容、居住支援関係者、居住支援法人との連携、協議の場の実態をまとめる</p>

	精神障害に限らず他の障害や「困りごと」をかかえる事例についての自治体における地域リハビリテーション体制の調査及び好事例の提示
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>得られた成果は、各自治体が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた参考とする。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に係る人的負担等の課題や、支援を要する者についての実態を把握するとともに、特に政令指定都市における支援実態や課題について具体を把握する。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課 障害保健係（3114）